

埼玉県障害者自立支援給付費負担金交付要綱

(通則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第94条第1項第1号及び第2号に基づく県負担金（法第58条第1項の規定により市町村が支弁する自立支援医療費の支給に要する費用に対する県負担金を除く。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第37条第1号及び第2号（身障法第18条の規定に基づき市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第25条（知障法第15条の4及び第16条第1項第2号の規定に基づき市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）並びに児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「児福法」という。）第55条（児福法第21条の6の規定に基づき市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）（以下「措置費」という。）に基づく県負担金については予算の範囲内において交付するものとし、法、身障法、知障法、児福法、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 埼玉県障害者自立支援給付費負担金は、障害者及び障害児の保護者に対し、市町村が支弁する自立支援給付費及び措置費の支給に要する費用の一部等を負担することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 「自立支援給付費国要綱」とは、「障害者自立支援給付費の国庫負担について」（平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号）の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」をいう。
- (2) 「医療費国要綱」とは、「障害者医療費の国庫負担について」（平成21年5月19日厚生労働省発障第0519001号）の別紙「障害者医療費国庫負担金交付要綱」をいう。

(交付の対象)

第4条 この負担金は自立支援給付費国要綱の4に定める事業並びに医療費国要綱の3（2）及び（3）に定める事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この負担金は、自立支援給付費国要綱別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に別表第2欄に掲げる負担率を乗じて得た額及び医療費国要綱の4の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に別表第2欄に掲げる負担率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する種目ごとの経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

第7条 市町村長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて別途知事が定める期日までにこの負担金の交付の申請を知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第9条 知事は、第7条又は第8条による交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

第10条 知事はこの負担金について、交付の決定を行ったときには、市町村長に対し、別紙様式3又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

第11条 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式4による事業実績報告書に係る書類を添えて知事が別途定める日までに知事に提出して行わなければならない。

(負担金の額の確定の通知)

第12条 知事はこの負担金について、交付額を確定したときは、市町村長に対し別紙様式第6により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第11条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする

2 知事はこの負担金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別 表

1 種 目	2 負担率
障害福祉サービス費等	1 / 4
相談支援給付費等	1 / 4
療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費	1 / 4
補装具費	1 / 4
高額障害福祉サービス等給付費	1 / 4
やむを得ない事由による措置	1 / 4
居住地を有しないか、又は 明らかでないケース	1 / 2